

## 全国健康保険協会船員保険協議会（第 55 回）議事録

開催日時：令和 4 年 3 月 14 日（月） 15:58～17:03

開催場所：全国健康保険協会本部 大会議室（オンライン開催）

出席者：菊池委員長、金岡委員、菊池委員、立川委員、田中委員、谷本委員、内藤委員、中出委員、長岡委員、平岡委員、渡邊委員（五十音順）

### 〔議 題〕

1. 令和 4 年度事業計画（案）及び予算（案）について
2. その他

内田船員保険部次長：

それでは委員の皆様申し上げます。本日使用いたします資料につきましては、委員の皆様には事前にメールまたは紙媒体でお送りしております資料をご覧くださいようお願いいたします。オンライン会議での発言方法についてご説明をさせていただきます。まず、ご発言される時以外は音声をミュートに設定してください。ご発言いただく際は、ご発言前にカメラに向かって挙手をいただくか、またはズームの挙手機能をご使用いただくようお願いいたします。挙手された方から、委員長が発言される方をご指名いたしますので、指名された方はミュート設定を解除のうえご発言ください。発言終了後につきましては、再度音声をミュートに設定していただきますようよろしくお願いいたします。

菊池委員長：

委員の皆様こんにちは。定刻より 1 分ほど早いですが、ご参加予定の委員の皆様全員お揃いでございますので、只今から第 55 回船員保険協議会を開催いたします。本日の出席状況でございますが、高橋委員よりご欠席のご連絡をいただいております。また本日もオブザーバーとして厚生労働省よりご出席をいただいております。それでは早速ですが、議事に入りたいと思います。まず事務局から議題 1. 令和 4 年度事業計画（案）及び予算（案）について説明をお願いいたします。

### 〔議 題〕 1. 令和 4 年度事業計画（案）及び予算（案）について

内田船員保険部次長：

ご説明の前に一点ご報告をさせていただきます。保険料率にかかります定款変更の認可についてでございます。前回 1 月 24 日の船員保険協議会でご承認いただきました、令和 4 年度の保険料率につきましては、その後 1 月 27 日の運営委員会の議を経まして、厚生労働大臣に定款変更の認可申請を行い、2 月 1 日付で認可されております。ご報告させていただきます。

それでは議題 1 についてでございます。資料につきましては、資料 1-1 から資料 1-4 そ

れと参考資料の5点をご用意してございます。

資料 1-1 でございますが、こちらが令和4年度の事業計画案および予算案の本体でございまして、2ページから16ページまでが事業計画案の本文でございます。17ページ18ページが収入支出予算案でございます。こちら事業計画案のご説明につきましては、資料 1-2 でご説明をさせていただきます。こちら前回の船員保険協議会でもご説明申し上げました、それとご議論いただいたところでございますが、今回も前回同様新旧対照表をご用意してございます。内容につきましては、前回の協議会時点から記述を変更している部分がございますので、その点についてご説明をさせていただきます。

10 ページをお開きいただけますでしょうか。こちら②の特定保健指導の実施率の向上の部分、こちらの2つ目のポツの部分でございます。前回協議会でお示した文章ですが、こちらは「新たな特定保健指導を実施の向上策を導入する」といった記述でございました。ただこの記述ですと、特定保健指導自体についての新たな手法を導入するといった意味にも読めてしまうということから、記述の方を改めたところでございます。こちらは「特定保健指導実施率の向上を図るため、その実施による改善効果に留意しつつ ICT の活用拡大策等を講じる」という文章に改めてございます。実施率の向上を図っていくために、ICT を活用した保健指導、これはすでに行っているところでございますがこれを拡大していく方策等を講じていくということで、より明示的な記述としたところでございます。このほかは特に前回との変更はございません。

続きまして資料 1-3 でございます。こちらは収入支出予算案でございます。こちら疾病保険部門、それと災害保健福祉保険部門などを合わせました、協会における船員保険勘定としての予算でございまして、こちら令和3年度との比較をしております。初めに上段の部分の収入でございます。こちら一番下の計でございますが、466 億 1,000 万円でございます。令和3年度と比較いたしますと3億 7,200 万円マイナス計上となっております。

続いて収入の内訳でございます。こちら一番上の保険料等交付金につきましては、こちら361 億 7,600 万円を計上しております。こちらは標準報酬月額増加等の見込みということで、1 億 9,800 万円プラスを見込んでございます。その下でございます。疾病任意継続被保険者保険料、こちらにつきましては11 億 300 万円を計上しております。3年度の予算セット時と比べますと、被保険者数の増加を見込んでおりまして、対前年度比4,500 万円のプラスとしてございます。

2つ飛びまして、5行目の職務上年金給付等交付金についてでございます。50 億 1,400 万円を計上しております。対前年度比で3億 200 万円のマイナス計上となります。こちらは受給者数が減っている状況でございます。内訳のところの一番下の累積収支からの戻入でございます。こちらは被保険者保険料負担軽減措置の財源分でございます。4年度は軽減率を3年度から0.1%引き下げまして、0.4%としてございます。その財源となります、12 億 8,600 万円を計上しております。以上が収入でございます。

続いて支出でございます。合計の方は466 億 1,000 万円でございます。3億 7,200 万円のマイナス計上となっております。一番上の保険給付費につきましては、260 億 4,500 万

円でございます、3億6,100万円マイナスでございます。加入者数が減る見通しを立てております。その影響で給付費が減額となる見込みでございます。次に拠出金等でございます。全体で92億4,200万円を計上しまして、11億2,000万円の減額となっております。こちらは前期・後期、それぞれ納付金・支援金がともに減少してございます。コロナ影響などで、前々年度の給付費の精算分が多かったことなどが減額の要因と考えております。次に介護納付金、こちらも同様に精算分が多かった要因がございます。29億6,700万円を計上しております。対前年度比で2億4,000万円の減額となっております。その下の業務経費、それと一般管理費につきましては資料1-4でご説明をさせていただきます。その他でございますが、雑支出4,800万円、予備費を1億4,000万円計上してございます。なお船員保険勘定の収支でございますが、こちらは29億2,300万円の黒字を見込んでおまして、その額を内訳の下から2番目で、2行目でございますが、こちらの累積収支へ繰り入れることとしてございまして、収支を均衡させてございます。

続きまして資料1-4をご覧ください。こちらは業務経費および一般管理費の内訳でございます。こちらも前回の協議会でご説明をさせていただいてございます。内容を変更した部分でございますので、こちらについてご説明をさせていただきます。

1ページ、こちらの下から2段目でございます。健診等関係事務費でございます。今回令和4年度予算案の金額の部分でございますが、こちらは203百万円となっております。こちら前回の協議会では223百万円としておりました。金額で申し上げますと2億2,300万円としていたものを、今回2億300万円として2,000万円マイナス計上したところでございます。マイナスの要因でございます。前回は法改正の対応で、40歳未満の健診結果収集に伴います、システム改修経費、こちらをここに計上していたところでございます。ただこのシステム改修につきましては、国が今考えている計画でございますと、保険者におけるシステム改修の対応は令和5年度としているということでございます。従いまして4年度は予算計上せずに5年度に改めて計上したいと考えております。以上の変更も反映いたしまして、業務経費の合計でございます。2ページ、一番下のこちら令和4年度の部分の通り、29億7,700万円、それと一般管理費につきましては3ページでございます。下から2段目の欄の通り、22億6,800万円となります。業務経費と一般管理費の合計でございますが、こちら3ページ一番下の欄でございますが、対前年度比で5億8,700万円増の、52億4,500万円の計上としてございます。事業計画および予算のご説明につきましては以上でございます。

菊池委員長：

ありがとうございました。それではただいまの説明につきまして、ご意見ご質問などございましたらお願いいたします。

平岡委員：

海員組合、平岡です。よろしいでしょうか。

菊池委員長：

平岡委員、どうぞ。

平岡委員：

質問とお願いになりますけれども、資料 1-1 について質問させていただきます。

まず 5 ページの⑤債権回収業務の推進ということで、早期かつ確実に回収する。KPI についても、いずれか高い値以上とするという目標が示されているわけですが、その下に困難度と書いてありますが、令和 3 年 10 月からこれまで保険者間調整により返納されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービスの利用が可能となったことで、保険者間調整が減少するという一方で、返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるということですが、理解しにくいので、どういうことなのか、教えていただければと思います。

それと 8 ページに国土交通省と連携し、生活習慣病予防健診を受診しなかった被保険者について、船員手帳健康証明書データなどあって電子的な方法で収集できる仕組みの構築に向けた検討を行うと記載されているわけですが、検討とはどのようなことを考えているのか教えていただきたい。

それと 11 ページのジェネリック医薬品の使用促進ですが、ジェネリック医薬品の使用については、安全安心が大前提でございますけれども、大手製薬会社での不祥事等により、その信頼性が損なわれたというようなことがあると思います。また昨今の新型コロナウイルスの影響に伴いまして、ジェネリック医薬品の供給が不足しているというような報道もされております。そういう中であって、ジェネリック医薬品の使用頻度を上げるということですが、その辺も踏まえ今後の見通しがあれば教えていただきたいと思います。

菊池委員長：

ありがとうございます。それでは事務局からお願いします。

内田船員保険部次長：

はい。まず 1 点目、債権の関係でございます。債権回収につきましては保険者間調整という仕組みがございまして、船員保険の資格を喪失したあと国保に加入した場合などにつきましては、保険者間で調整をいたしまして、喪失後に受診した金額を船員保険で回収する方法をとっていただいております。この場合は国保の方の療養費を回収することによって、必ず債権が回収できるといったことで、分子・分母に計上された債権が回収されるということでございます。今回新たな仕組みとして始まったのが、振替ということでございまして、資格喪失した場合は、支払基金の方で、正しい保険者にそのレセプトの請求をするという処理が新たに行われることになったところでございます。この場合は数字の話になりますが、債権回収率の分子・分母にはのらないものでございまして、そうしますとこれまで確実に債権が分子・分母両方を取れる保険者間調整に代わって、債権回収にのらない振替の措置が増えてくるので、数字的には債権の回収率が下がる、しかも、残った

債権はどうしても回収困難な債権だけ残ってしまうということで、表面上は債権の回収率は下がってしまうというふうなことがございます。KPI を債権の回収率にしておりますので、困難度があるということで、今回設定をしたところでございます。

それと船員手帳でございますが、こちらにつきましては、船員手帳の健康証明書につきまして、被保険者の方が写メのようなもので取っていただいて、それをそのまま送っていただくというふうな手法を検討しているところでございます。どうしても健康証明書のコピーを送っていただくということよりも写メなどで送っていただくほうが、提供しやすいということで、こういった環境をととのえる方策を今検討しているところでございます。

朝川理事：

理事の朝川です。3つ目でございます。ジェネリックの関係ですけれども、まず安全安心が大前提ということはまさにおっしゃる通りでございます。これは安全の確保については、厚労省が当然中心になっているわけですが、我々協会としてもジェネリックの製造の業界の団体への働きかけなどしながら、その安全確保について我々としても努力をしながらジェネリックの推進を図っていくという、そういうスタンスでございます。また供給不足の問題、これは不正を行った企業が製造をしなくなっている分について、他のジェネリックの企業が増産をするなどにより対応しているということですが、これもそういう製造のメーカーの取り組みだけではなくて、薬の卸の会社であるとか、あるいは薬局の状況、それらのいろんな主体が協力しながら取り組んでいかなければいけないという状況だと承知しています。これも厚生労働省が中心となって、それぞれの主体に働きかけをしながら、協力して対応していくという状況だと理解しています。

我々船員保険の状況でございますけれども、今のジェネリックの利用割合、使用割合、これ目標としては今84%を掲げようということですが、今年度の状況は82から83%ぐらいのところまで来ています。この傾向は、例年とそんなに大きく変わることはなく、推移してきていますので、大勢としてはジェネリックの利用ができていないのではないかというふうに思っています。ただ一部の医薬品については、薬局でもなかなか手に入りにくい状況が続いているという話でございますので、しかもそれが短期間に、その状況が終わるということでもないというふうに伺っておりますので、その辺しっかり流通の状況がどうなっているかということは我々としても注視させていただきながら、加入者の皆さんが安心して利用できる環境づくりに、取り組んでいきたいとそういう状況でございます。

菊池委員長：

平岡委員、いかがでしょうか。

平岡委員：

はい、ありがとうございます。先ほどの債権回収のところ、私も理解不足だったのですが、レセプト振替サービスが利用可能になる。これによって債権回収が進むというふう読みとれたものですから、今のお話を聞くと、これによって債権回収率の分子・分母に

はのらないので、その部分で回収率も低下するという事で低くなると、そういう理解でしょうか。

内田船員保険部次長：

振替の仕組みが始まることは、債権が減るということで非常に良いことだと思います。ただ表面上回収率だけを見ると、これが下がるというふうな状況がございまして、振替自体は委員おっしゃる通り、債権自体が減るということで良いことだというふうには考えてございます。

平岡委員：

ということは、この KPI の数値の問題だけということでしょうか。

内田船員保険部次長：

そういうことでございます。

平岡委員：

了解いたしました。それとジェネリックの関係につきましては、よろしく願いいたします。以上です。

菊池委員長：

他にいかがでしょうか。

立川委員：

立川です。よろしいでしょうか。

菊池委員長：

立川委員、どうぞ。

立川委員：

何点かございまして、まず第1点目は資料 1-2 の4ページ、④返納金債権の発生防止の取組の強化に関して質問がございます。資格喪失に伴う保険証の早期回収について、日本年金機構と連携した取組みの強化が不可欠ということで、これはもっともなことだと思いますが、どのような取組みを考えておられるのか、というのが第1点。不可欠であるという文言の後で、社会保険関連手続きの電子化の推進により、保険証の添付が出来ない電子申請における保険証の返納方法について、船舶所有者の事務処理負担の軽減を図る必要があるとしていますが、これについてはどのような方法を考えておられているのかということが第2点。この後にもまだ説明があるかと思うのですが、新たに構築されるシステムというのは今計画段階に入っているということですが、このシステムにおいて、

社会保険関連手続きの電子申請との関係というか連携というのは、どうなっているのでしょうか。取れているのか取れていないかということをお教えいただければと思います。電子申請に関して、陸上のシステムにも関連すると思うのですが、陸上のシステムは、船員保険関係のシステムよりだいぶ先に進んでいる状況にあるというのが、後の資料に出てくるのですが、その辺の対応はどうなっているのでしょうか、そのような点について教えて頂きたいと思います。また、その下に記載されております、扶養者の再確認、これについても収入の関係等があるのだというところですが、新たなシステムの中でどのような形になっていくのか、いかないのかという点について説明いただければと思います。

それから9ページ(2)戦略的保険者機能、①特定健康診査等の推進というところですが、現在、船員手帳の健康証明について、事業主の健康管理が義務付けられていない。健康診断の結果の保管が義務付けされていないということから、健診結果の提供を求めることが難しい状況にもあります。そのような中で、今回の船員の働き方改革の中で、船員労働安全規則が改正されることとなります。船員の健康証明の診断結果を事業主が5年間保管義務を負う改正が行われる。これは来年の4月から施行されるわけですが、このへんの関係から、個人情報との関係はあろうかと思いますが、船員の健康情報収集は進むという理解でよろしいのかという質問です。

このほかにもですね。今回の働き方改革による法改正で、船員の健康保持増進につながる事項がありましたらご紹介願いたいと思います。それから健康証明の関係で、写メという話がありましたけども、そういう意味で新たなシステムが稼働するないしは、ここで考えられるとき、この情報収集のやり方というのは変わっていくのでしょうか。変わっていくとすればどのように変わっていくのか、方向性があればお聞かせ願いたいと思います。

最後ですけれども医療機関におけるオンライン資格確認の普及が、いろいろな面でこれから船員保険制度が、いい方向に向くことになるんじゃないかと思います。債権回収等につきましてもですね、ということで普及状況についてお聞かせ願えればと思います。以上です。

菊池委員長：

事務局からお願いします。

内田船員保険部次長：

まず保険証の回収でございますが、年金機構との連携でございますが、こちらは、連携というか、どちらかという協会の方から年金機構の方に回収について、協力依頼の方をしているところでございます。具体的な連携というところはそういったところでございます。

それと電子申請のところでございますが、船員保険についてはあまり電子申請の方はされてないというふう聞いてございまして、今のところ特に具体的なものはございません。

それと船員手帳の関係でございます。働き方改革による法令改正でございますが、こちらによりまして船舶所有者は健康証明書を保管するということになります。今は保管していない状況で、船長が持っていらっしゃいます。船員保険法の方もすでに改正になりまして、提出について提供を求められた場合には、提出をしなければならないというふうな条文になりました。しかし、今のところ船舶所有者は健康証明書の保管は義務ではないものですから、規定が空振りのような状態になっています。今後、働き方改革の法令改正でこれが保管するということになれば、今は、従業員の方に同意書をもって、取得をしているところでございますが、今後は直接事業主の方に依頼ができることにもなりますので、従来よりも取得の方がスムーズにいくようになるというふうには考えております。

オンライン資格確認の状況でございますが、現在のカードリーダーの申込施設の状況ですけれども、57.0%の医療機関で申し込みがされているところでございます。運用を開始している施設につきましては、全体の12.3%の施設でございます。申込施設数が57%ということでございますので、今後運用開始の施設数は、私どもも増えてくることを期待しているところでございます。

朝川理事：

理事の朝川です。補足をいたします。まず1つ目の電子申請、5ページ目の返納金債権のところ電子申請云々というところですが、まず年金機構の方は、電子申請を事業主から受け付けている。これは陸上も船員の関係も変わらず受け付けていらっしゃるわけですね。一方協会側は特段事業主との接点はこの適用徴収のところはございませんので、年金機構が電子申請で取得した情報、それを我々はいただく立場です。ここで書いてあるのは、電子申請になると電子的に届出がされてしまう関係で被保険者証の回収が一緒についてこないから、少し難しくなりますねということを書いてあるということでございます。

あと、その下にある被扶養者資格の再確認のところ。これは昨年度から、我々の方で情報連携です。予め収入の状況を調べさせていただいて、被扶養者にどうも該当しなくなるラインを超えている収入がある人、そういった方々について、絞り込んだ上で船舶所有者の方に、この人たち被扶養者でまだ間違いありませんかという確認をするようにしたわけです。そうしますとかなり対象者を、ターゲットを絞ってやっておりますので、よりKPIの達成という意味では、達成が難しくなっているのを引き続き努力したいということを書いておきます。これらは、船員保険のシステムの改修を今後やっていくということとはいずれも直接は関係しない事項でございます。

あと3つ目でおっしゃっていただいた健康証明書の関係です。これは今次長からもご説明いたしましたが、国交省の方で、今後、省令ですけれども、法令上の担保がされると、船舶所有者に健康管理の義務づけがされて、健康証明書、船員手帳の健康証明のところの保有が義務付けられるということになりますと、我々の観点からしますと、法令的な措置がだいぶ進むということですから、そこから先は今度運用の話になってまいりまして、我々としてそれを根拠にしてしっかり船舶所有者の皆様方に、健康証明の情報を出してくださいということをお願いをしていきたいというふうに思っています。ちなみに今

年の1月から、これも次長が申し上げましたが、船員保険法の改正の方の根拠はもう整っていきまして、我々保険者として船舶所有者から健康証明の情報を得ることができるという根拠規定はできていますので、来年4月の国交省側の施行を待たずに、令和4年度からもしっかりその健康証明書の入手の向上に努めていきたいと思っております。これはその後の特定保健指導の対象者を選定していくところにもつながってまいりますし、オンライン資格確認で本人の健診情報が閲覧できるようになるということにもつながってまいります。重要な情報でございますので、しっかり向上策を、取得の向上策を法令的な整備と併せて努めていきたいというふうに思っております。データで健康証明の情報を取れることを来年度新たに始めるということも、そういった一環として行いたいというふうに思っております。以上です。

菊池委員長：

立川委員いかがでしょうか。

立川委員：

どうもありがとうございました。今お伺いして、だいたいのことは理解しました。それで再度確認しておきたいのは、新たな船員保険のシステムを作るという話が、この後の資料で出てくるのですが、そこへの反映状況というのはどんな状況で、どういうふうに考えておられるのでしょうか。例えば電子申請の関係について、電子的に情報が取り入れられて、ということなのか、そうでないのか。先程説明がありましたけど、今のところあまり船員保険では使われてないという話もありましたけども、逆にどの程度使われているのか、どの程度電子的な形で処理されているのか、これからそういうことを考えていくのかということを含めて、新しいシステムというのはどう考えられているのかというのを教えていただければと思います。それと後段で働き方改革の関係から、5年間の診断結果の保管というのが出来ました。その前段として今年の1月から、船員保険法が変わって提出が義務になったということなので、こういうことを踏まえてというようなことで、少し強化されますというような記載ができなかったのかという感覚を持ちました。以上です。

朝川理事：

理事の朝川です、ありがとうございます。2点あってまず前段の電子申請に関係することですけれども、協会として行っている船員保険事業の中で、まず現在電子申請を何らか受け付けているかという点については、まず受け付けていない。電子申請は受けてないということです。すべて紙で出しているという形になります。今日後半にご説明いたします、船員保険システムの刷新の中で電子申請について考えているのかという点についても、これは現時点ではまだ考えていないというのが現在の構想の状況です。これは健康保険の保険者、横並びの課題だと思っておりますが、いろんな給付の申請をしていただく際に、単に申請書を出していただくだけだったら電子的にも可能かもしれませんが、いろんな添付書類を求めたりいたしますので、すんなり電子申請ができるような仕組みにまだな

っていないという状況がありますので、その辺の整理も今後よく見ながらですね、我々としても別途電子申請については検討をしていく必要があるというふうに思っています。

あと後段、船舶所有者に健康管理義務の義務づけが国交省サイドの法令改正でされることに伴って、健康証明を出していただくところについての書きぶりをもう少し強く書いてもよかったのではないかとのご指摘だと受け止めましたが、これは実はその国交省側の省令改正はまだ現時点では行われておりませんで、パブリックコメントがされて中身はだいぶ明らかになっているわけですが、正式にはまだ法令改正が行われていないという状況です。国交省も省令改正をこの春行った上で、細部をさらにちょっと詰めて、実施が来年ですから今年の夏から秋にかけて、より細部を明らかにしていくということをうかがっています。それにあわせて船員保険部の方でもですね、国交省と一緒に新しい法令上の仕組みでの広報をやっていこうということ、今下打ち合わせを、協議をしているところでございますので、今現時点でこの来年度の事業計画を書こうとすると、まず国交省の法令を前提にはちょっとまだ書けない書きづらい、そういう状況でございます。

菊池委員長：

立川委員いかがでしょうか。

立川委員：

どうもありがとうございました。後段の方はそういうことだなという感じがしました。ただ電子申請に関しては、今ご発言があったものと、中身が違うかなという感じが、個人的な感想ですけどしました。以上です。どうもありがとうございました。

菊池委員長：

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。内藤委員お願いします。

内藤委員：

内航総連の内藤でございます。私も今の戦略的保険者機能のところの、法令改正、特に省令で改正というような理解をしております。先ほどもお話がありましたように、まずは50名以上の従業員を雇用する事業者、内航ですと多分84社あったと思います。これに関しては産業医の導入ということを小委員会の方でも記憶しております。まずはそこが今、お話があったように、健康手帳の証明の保持をしないといけない、これ今働く方の労働時間の問題も含めてシステム開発をするような形を考えないと、多分量的にもかなりありますし、電子計算機という言い方をすれば、例えば大きなコンピューターの中にフィルターを入れて、その中で保管するような形でシステム開発をするというような理解をしています。それに合わせて、それ以外の例えば一般船主さん、5人の会社さんもある、努力目標で地域でそういった産業医の導入というものを併せて考えなさいということで、そのような理解をしております。1年遅れの省令の改正ということで、おそらくそのシステム開発と併せて具体的なやり方をやっていかななくてはいけない。特に50名以上の場合には、産

業医の導入というようなことが義務付けられると、それに合わせて5年間の所持というような理解をしております。以上です。

菊池委員長：

内藤委員のご意見、ご理解を承ったということですが、特に事務局はよろしいですか。はい、他にはいかがでしょうか。ございませんでしょうか。特にお手は上がっていないようですので、それでは令和4年度事業計画（案）および予算（案）につきまして、原案通り了承することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

一同：

〈画面越しに頷く〉

菊池委員長：

特に異議がございませんようですので、この通りに決めさせていただきます。ありがとうございます。それでは事務局から今後の手続きについてご説明をお願いいたします。

内田船員保険部次長：

本日をお諮りいたしました令和4年度の事業計画（案）および予算（案）につきましては、3月24日に予定してございます運営委員会の議を経まして、厚生労働大臣に認可申請を行うこととなります。以上でございます。

菊池委員長：

ありがとうございます、それでは次の議題、その他についてご説明をお願いします。

## 〔議題〕 2. その他

内田船員保険部次長：

はい、議題2のその他でございます。報告事項が3点ございます。1点目でございます。資料2でございます。東日本大震災の被災者に係る一部負担金の免除措置についてでございます。こちらにつきましては資料の表の上段でございます。1つは帰還困難地域が解除されない地域の方、それと下段に掲げてございます区域の方で上位所得者に該当しない方につきましては、本年の2月28日までに医療機関を受診した際の一部負担金の免除措置を行っておりました。こちらの方を引き続き、来年令和5年の2月末まで延長することとしました。ご報告でございます。

2点目でございます、資料3でございます。船員保険の就学援護費についてでございます。こちらの就学援護費につきましては、以前より海員の養成教育機関、こちらが対象になっていないということで、対象校を拡大されたいという旨、この協議会でも何度か委員よりご要望いただいたところでございます。特に昨年7月の協議会でも、平岡委員より

強くご意見ご要望をいただきました。また議長からも要請についてこれまで通りの方法ではなく、何か工夫していかないと進まないのではないかとご指摘をいただいたところでございます。これに対しまして、船員保険部では改めて昨年の11月に文書によりまして対象校の拡大につきまして、厚生労働省の担当部局に要望を行ったところではあります。今回2月1日に開催されました、厚生労働省の労働政策審議会労災保険部会では、こちら2ページの資料が提出されたところでございます。下の右の四角の枠内にございますとおり、海上技術学校をはじめといたします海員養成校を、労災の就学援護費の対象とする案が提示されたところをございます。当部会ではこの案を妥当とする旨議決がされたと聞いてございます。また資料の上段を見ていただきますと、改正の趣旨のところの3つ目の丸の部分でもございます。全国健康保険協会から要望があった旨も記載がされているところでございます。こちら資料には記載ございませんが、この案の施行期日ですけれど、令和4年4月1日となっております。1ページにお戻りいただきまして、2つ目の丸でございます。こちらは記載しておりますが、船員保険の就学援護費につきましても、同様の内容で規程改正を行いたいと考えてございます。

続いて3点目でございます。資料4でございます。船員保険システムの刷新についてでございます。こちらにつきましては、事業計画に盛り込みまして将来構想等を行ってきたところでございます。今回現時点での状況などにつきまして、資料4でご説明をさせていただきます。はじめに1ページをお開きいただきますでしょうか。船員保険システムの現状についてでございます。現在船員保険では平成22年1月、こちら国から移管された際に構築したシステム、こちらを12年以上継続して利用しているところでございます。基幹システムの寿命でございますが、一般的には5年から7年と言われているところでございますが、船員保険システムに関しましても、動作環境のサポート切れなどを迎えるような状況となっているところでございます。それとページの中段の真ん中部分の図でございますが、船員保険のこちら現システムでございますが、その構築時、移管時になりますが、当時業務移管期限が決定してございまして、スケジュール遵守が第一優先とされていたところでございます。それと国の予算、それと船員保険業務の業務量などから、システム化の範囲、これは限定的ということで導入がされたといった状況でございました。機能的には最低限のもので給付金計算がエクセル計算などを前提とした仕様となっているところでございます。こういったところもございまして、今年度より次期船員保険システム構想の検討を行ってきたところでございます。

続いて2ページ目でございます。こちらは現行の船員保険システムの全体像と課題についてでございます。この図につきましては、船員保険システムの全体像でございまして、図の真ん中の部分が船員保険システムでございます。中心となるのが、こちら上のところの基幹システムでございます。適用ですとか徴収、現金・年金給付、債権、マイナンバーなどを船員保険の基幹的な業務を行うシステムとなっております。その下のレセプトですとか統計などの業務は、基幹システムとは別の個別に業務を行うシステムになってございます。それと右側につきましては、間接システムでございます。こちらは健保との共通システムでございます。その下、保健事業ですとか情報分析、福祉事業、情報提供等はシ

システムがございません。こちら外部委託となっております。また左の部分の年金機構、船保会あるいは支払基金など外部連携をしている、といったような、こういった全体像になってございます。

3ページでございます。全体像について申し上げましたが、さらに業務あるいはシステム面で主な課題についてまとめてございます。業務面ではひとつめのポツにございます通り、非常に手入力、手作業が多くて、事務処理誤りの要因になっている状況でございます。2つ目のポツでございます。複数の紙文書を出力している状況でございます。効率も低く、またペーパーレス化の利益が享受できない状況になってございます。3つ目、健診結果、医療費につきましては、データベース構築、情報分析機能が無い状態になってございます。その次のポツでございます。基幹システムとレセプトシステム、こちらは連携機能が限られている状況でございます。現金給付とか債権業務で手作業が前提となっている状況でございます。5つ目のポツでございます。年金機構から提供される適用情報でございます。こちらシステム連携されてない状況でございます。PDFでデータ受領して紙で印刷をして、システムにデータ入力を行っているといったような状況でございます。それと下のシステム面でございますが、一番下でございますが、現行システムの動作環境でございます。.NET (Microsoft) のサポート、こちら令和 11 年 1 月に終了予定となっているような状況でございます。

こういった課題を踏まえまして、次期船員保険システムの方向性についてまとめたものが4ページでございます。まず検討の際でございますが、ご説明したようなシステムの課題を解消するために、健康保険システムとの統合について検討したところでございます。ただ、次期健康保険システムは現在構築中ですが、船員保険との統合を踏まえた設計にはなっていないところで、統合リスクですとか、開発費用等を踏まえますと、現時点でのシステム統合は困難であるという、そういった結論に至ったところでございます。こういったことから次期船員保険システムは単独で構築を行って、費用対効果を見極めながら、システム化の範囲を決めまして、現行システムの課題を解消していく予定で考えているところでございます。

続いて5ページ目でございます。こちら次期船員保険システムの方向性についてイメージを表したものでございまして、図は縦軸が独自制度の多い少ない、横軸はシステム機能の多い少ない、丸の大小は加入者数の規模となっております。船員保険システムは下の水色の丸でございます。独自給付がある程度ありまして、現システムは機能も少ない最低限といったところで、このような位置になってございます。丸の大きさも健保組合に近いものとなっております。大量の申請処理を行う、それに応じた機能を持っている協会けんぽのシステムの位置とは大分異なっているところでございます。船員保険の次期システムの方向としては、協会けんぽのような大量処理向けではなく、船員保険独自制度に対応した、加入者規模を考慮したシステムということで、少なくとも機能面では健保組合レベルには引き上げる必要があると考えているところでございます。

続いて6ページでございます。こちら次期システムの機能の予定というところでございます。1つ目のポツでございます。まず年金機構との適用情報データの連携でござい

す。

これによりまして、現在手作業で行っている業務の大幅な削減ですとか、保険証の発行までにかかる日数等の短縮が図れるというものでございます。2つ目のポツでございます。

基幹システムとレセプトシステムのシステム連携機能でございます。こちらによりまして、業務の効率化、事務処理誤り防止が図られるというふうに考えております。3つ目でございます。申請書の受付作業の効率化でございますが、申請書をOCRでスキャンして、申請書の記載内容をシステムに自動で取り込むということで、これによりまして手作業の削減が図られるというふうに考えてございます。ひとつ飛んで5つ目でございます。船員保険会との保健事業に係るデータ連携機能でございます。これによりまして健診情報と医療費の双方を含んだ総合的な分析等が可能となりまして、船員の健康づくりの戦略的保険者機能の強化が図られるということがございます。主にはこのような機能を考えているところでございます。

最後7ページはスケジュールでございまして、令和4年度は次期船員保険システム開発のため、システムに必要となる機能の具体化、要件定義でございます。こちらの方を行っていくと。それとシステム開発を委託する事業者の調達に係る準備を行う予定でございます。令和5年度からは実際にシステム開発をスタートするということを想定してございまして、システム開発には最低でも1年半以上の期間が見込まれるということから、次期船員保険システムのサービスインの時期でございますが、令和7年度中を想定しているところでございます。議題2のその他のご説明につきましては、以上でございます。

菊池委員長：

ありがとうございます。就学援護費については大変良かったと思います。ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問などございましたらお願いいたします。

平岡委員：

平岡です。よろしいでしょうか。

菊池委員長：

平岡委員、どうぞ。

平岡委員：

資料3の関係です。船員保険就学等援護費の支給対象校の拡大についてですが、今回ようやく対象校の拡大がされたことで、やっと普通の学校と同じような対応となりました。協会のこれまでのご尽力に大変感謝申し上げます。ありがとうございます。

菊池委員長：

良かったです。他にはいかがでしょうか。内藤委員、お願いします。

内藤委員：

はい、内藤です。今の平岡委員がおっしゃった点、この会で全日本海員組合からご提案  
いただいて、事務局もしくは厚生労働省で努力していただいた結果というふうに理解して  
います。経営者を代表しまして、私の方からもお礼を申します。ありがとうございます。

菊池委員長：

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

中出委員：

中出です。

菊池委員長：

中出委員、どうぞ。

中出委員：

ありがとうございます。最後の船員保険システムの刷新に関してですが、第2期の中の  
業務システム刷新ページ、1ページの下で、第2期の中でもセキュリティや災害対応強化  
というものが図られたということでございますが、今、サイバー関係、セキュリティ強化  
は、以前より格段にリスクも高まり、重要になっていると思っております。いろいろなシ  
ステムにおいて、セキュリティ対策等について万全を尽くすことで、当然のことでありま  
すが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

菊池委員長：

ありがとうございます。その点事務局からいかがでしょうか。

朝川理事：

ありがとうございます、理事の朝川です。セキュリティ対策、災害対応、いずれも非常  
に重要なことだと思ひます。これは船員保険システムというアプリケーションで講じ  
るべきこともあると思ひますが、船員保険の業務というのは協会全体のシステムも使ひ  
ながら仕事をさせていたひいておひまして、協会全体のシステム、今ご指摘いたひいた1  
ページの下の方には書いてあるところですが、ここがしっかりセキュリティ対策災害対応強  
化、そういったことを図ってきておひますので、我々としてもそれをしっかり活用させて  
いたひきながら、対応をしっかりとやっていきたいと思ひます。ありがとうございます。

菊池委員長：

ありがとうございます。

中出委員：

よろしくお願ひいたします。

菊池委員長：

他にはいかがでしょうか。ございませんでしょうか。特にございませんようですので、以上をもちまして、本日予定しておりました議題はすべて終了いたしました。ありがとうございます。それでは次回の日程などについて事務局からお願いします。

内田船員保険部次長：

はい、次回の船員保険協議会につきましてでございます。7月に開催を予定してございます。主な議題でございますが、令和3年度決算を予定してございます。詳細な日程についてでございますが、各委員と調整の上、また後日ご連絡をいたします。以上でございます。

菊池委員長：

本日はお忙しいところありがとうございます。これにて第55回船員保険協議会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。(了)